

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表六(六) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

3 2 1 平成27年4月1日以前に開始した事業年度にあつては、「2」及び「4」の各欄は、記載を要しません。
 平成27年4月1日以後に開始した事業年度にあつては、「15」から「26」及び「28」から「34」の各欄は、記載を要しません。
 当期の試験研究費の額（「30」の①欄）が前期の試験研究費の額（前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額）（「23」欄）を当期の法人税額から控除することができませんので御注意ください（この場合、「24」欄には「0円」と記載します）。（「32」の②欄）以下の場合は、前期から繰り越された控除限度超過額

試験研究費の総額に係る税	試験研究費の額	1	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (11) - (12) - (19)	22	円
	控除対象試験研究費の額	2			繰越税額控除限度超過額 (33の計(総額+特別))	23	
の	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3		前期繰越	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (22)と(23)のうち少ない金額 (30の①) ≤ (32の②)の場合は0)	24	
	控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4			法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「6の②」+「7の②」)	25	
額	平均売上金額 (別表六(十)「5」)	5		前期繰越	当期繰越税額控除額 (24) - (25)	26	
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(5)}$	6			法人税額の特別控除額 (14)又は((14)+(21)+(26))	27	
に	試験総額 試験控 研に除 究係割 費る合 の税	7	0.1	前期繰越	特別試験研究費の額の明細		
	(6) ≥ 10% の場合	8			特別試験研究の内容	特別試験研究費の額	
係	(6) < 10% の場合 $(6) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8			28	29	円
	税額控除限度額 (1)又は(4)×(7)又は((1)又は(4)×(8))	9	円				
る	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	10			計		
	当期税額基準額 $(10) \times \frac{25 \text{又は} 30}{100}$	11		繰越税額控除の計算に関する明細			
税	当期税額控除可能額 (9)と(11)のうち少ない金額	12		前期繰越要件に係る試験研究費の額の計算	当期事業年度 ①	前事業年度又は 前連結事業年度 ②	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「8の②」)	13			試験研究費の額	30	円
額	当期税額控除額 (12) - (13)	14			$\frac{\text{当期事業年度の月数}}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	31	円
	特別試験研究費の額 (29の計)	15			改定試験研究費の額 (30) × (31)	32	円
控	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((7) \text{又は} (8))$	16		繰越	事業年度又は区分 連結事業年度	前期繰越額 33	当期控除可能額 34
	特別研究税額控除限度額 (15) × (16)	17	円			総額	円
除	当期税額基準額残額 (11) - (12)	18		繰越	総額		
	当期税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19			特別		
る	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「9の②」)	20		繰越	総額		
	当期税額控除額 (19) - (20)	21			特別		
税	特別試験研究費に 係る			繰越	計		
	額						

別表六（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は平成27年改正前の措置法第42条の4第1項から第3項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第42条の4の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 3 「控除対象試験研究費の額」の各欄は、平成27年4月1日以前に開始した事業年度にあつては、記載を要しません。
- 4 「税 額 控 除 限 度 額
(((1)又は(4))×(7)) 又は (((1)又は(4))×(8)) 9」は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「(1)又は」を消し、同日以前に開始した事業年度にあつては「又は(4)」を消します。
- 5 「当期税額基準額
(10) × $\frac{25\text{又は}30}{100}$ 11」は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「25又は」を消し、その他の事業年度にあつては「又は30」を消します。
- 6 「特別試験研究費に係る税額控除」、「前期繰越分」、「特別試験研究費の額の明細」及び「繰越税額控除の計算に関する明細」の各欄は、当期が平成27年4月1日以前に開始した事業年度である場合にのみ記載します。
- 7 「法人税額の特別控除額
(14) 又は ((14) + (21) + (26)) 27」は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「又は((14) + (21) + (26))」を消し、同日以前に開始した事業年度にあつては「(14) 又は」を消します。
- 8 「試験研究費の額30」の各欄の記載に当たっては、試験研究費の額に措置法第42条の10第6項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の5第1項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該試験研究費の額から平成27年改正前の措置法令第27条の10第4項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）又は第39条の44第3項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び平成27年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の5第3項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）又は第22条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を控除した金額を記載します。